

市税送付先設定届出書

次の納税者について、設定した税に関する徴収金の賦課徴収及び還付に関する書類等を送付する送付先を、次のとおり届け出ます。

なお、送付先が新たに変更になった場合や設定送付先に送付することの必要がなくなった場合には、速やかに届け出ます。

納税義務者	住所 (所在地)	〒		
	ふりがな			
	氏名 (名称)	⑩		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成	年	月
	電話番号		※整理番号	

設定送付先	住所 (所在地)	〒		
	宛名方書			
	設定の理由			

設定する税目 住民税 固定資産税 軽自動車税 (○で囲んでください。)

	年	月	日
山梨県南アルプス市長 様			
(申請者)	住所 (所在地)		
	氏名 (名称)	⑩	
	電話番号	納税義務者との続柄	

※ 注意事項

- 1 送付先を設定した場合、廃止及び変更の書類を提出しない限り、設定した送付先に送付されてしまいますので、送付先の設定が必要なくなった(住所が変わったり、もとの住所に戻ってきたなどの)場合には、必ず、廃止又は変更の書類を提出してください。
- 2 送付先の設定は、送付する住所(所在)を変更するだけです。送付する氏名(名称)を変更することはできません。

税務課 使用欄	課長		リーダー		課員		処理日	年	月	日	担当	
------------	----	--	------	--	----	--	-----	---	---	---	----	--